

## 入所選考方法と結果通知

### 入所選考方法

保育所（園）・認定こども園への利用希望者数が利用可能者数を上回った場合、保育の必要性の度合を総合的に判断し、入所選考を行い入所者を決定します。

なお、選考に当たっては、下記のとおり、家庭ごとに保育の必要性の度合を指数化します。

- ・ 基本指数

提出された書類をもとに、保護者の就労状況や病気・心身の障がいの程度、家庭状況等を確認し、保護者のそれぞれの保育の必要性の度合を指数化し、合算します。

- ・ 調整指数

申込時の児童の状況、きょうだい同時申込、その他の状況等に応じて、加算・減算をします。

※原則、証明書の提出があった場合や、手帳等の交付の状況が確認できる場合のみ加算となります。

→基本指数及び調整指数については、13 ページの保育所(園)・認定こども園利用選考基準表を御覧ください。

○基本指数と調整指数の合計指数が高い方から順に、希望保育施設への入所者を決定します。

なお、上記の指数が同点となった場合は、各家庭状況を細かく確認し、原則、次の順位で選考を行います。

- ① 基本指数上位者
- ② 育児休業から復帰予定の者
- ③ 昼間就労者（ただし、ひとり親には適用しない）
- ④ 疾病
- ⑤ 介護・看護
- ⑥ 夜間就労者
- ⑦ 同居親族（65歳以上、就労、疾病を除く。）がいない場合
- ⑧ 世帯で保育料の滞納がない場合
- ⑨ 保育所（園）・認定こども園の利用希望日以降の就労等が内定している（者のうち、就労証明書の発行ができない者）
- ⑩ 保育所（園）・認定こども園が所在する小学校区内に在住



### 結果通知

・ 4月・5月入所申込み : 1月末から2月上旬に郵送にて通知（2次募集以降は、3月中に）

・ 6月以降の中途入所申込み : 入所希望月の前月の中旬に郵送にて通知

※申込内容に変更が生じた場合は、変更内容について指定の様式で届出が必要となります。

※入所決定後、「保育を必要とする事由（入所申込みの要件）」が、申込み時と異なっている場合には、入所決定を取り消すことがあります。

